

さのリアン 会員規約

(目的)

第1条 本規約は、佐野農業協同組合が運営する食と農の応援団「さのリアン」の会員条件を定めるものです。登録会員は、「さのリアン」に入会するにあたり、本規約に従うことを承諾するものとします。

(会員登録)

第2条

- 1 初めてさのリアン主催のイベントを受講する方は、事前の会員登録が必要です。
- 2 会員登録は、当JAのホームページ上のさのリアン会員登録フォームより必要事項を入力し、当JAの承認を得るものとします。
- 3 住所・氏名・電話番号・メールアドレス等の登録内容に変更があった場合は、ホームページ、又はお電話にて変更手続きを行ってください。

(入会金)

第3条 この会の入会金は、無料です。

(会員資格)

第4条 この会の会員は、食や農に関心のある佐野市内在住の20歳から59歳までの女性とします。

(イベント参加の留意事項)

第5条

- 1 ご応募にあたっては、「さのリアン」活動中の写真・記録等がJA広報誌、ホームページ、地域コミュニティ誌、および各種媒体に掲載、利用される場合があることをあらかじめご承知おきの上、ご応募願います。

(イベント申込方法)

第6条

- 1 イベントの申し込みは、佐野農業協同組合ホームページ上の応募フォームよりお申し込みください。
- 2 応募者多数の場合は抽選とさせていただきます。当選の発表は参加案内をもって発表に代えさせていただきます。また、ご応募いただいた個人情報につきましては、JAの活動・事業、および各種サービスの提供、ご案内の充実等の目的以外には利用しません。

(受講料)

第7条

- 1 イベント内容により、所定の受講料をお支払いいただく場合があります。
- 2 受講料、教材費等の支払いは、指定する方法によりお支払いください。

(受講料の払い戻し)

第8条

- 1 原則として受講料の払い戻しはいたしません。

2 前項にかかわらず、次の場合は受講料を払い戻しいたします。

(1) 受講料徴収後、講師の都合や自然災害等のやむをえない事情によりイベントが中止となった場合

(退 会)

第9条

1 会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができます。

2 会員が次に該当するときは、退会したものとみなします。

(1) 本人が死亡したとき

(規約の改定)

第10条 この規約に定めのない事項で会員からの要望等がある事項については、当J Aの判断により定めるものとします。

附則

この規約は、令和元年8月26日から施行する。